

プロテスタント教会による日本宣教  
 -戦後から今日まで-

〈序〉日本の敗戦と政府の関心

## I. 進駐軍時代とキリスト教

### 1. 進駐軍の占領政策と実施

### 2. 日本国憲法と天皇制

**第九条** 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。  
 ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

**第二十条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

### 3. 日本人のキリスト教観の変化

### 4. 日本基督教団と戦争責任

## II. 戦後のキリスト教の展開

### 1. 日本基督教団の復興

### 2. 教団離脱と教派の再編成

### 3. 日本基督教の設立

### 4. 多くの宣教団の来日

### 5. 土の薄い岩地に撒かれ

#### 分かち合いのための質問

- |  |
|--|
| 1. 日本国憲法第九条について、国が戦争を放棄するとの規定についてどのように思いますか。 |
| 2. 敗戦と失望の中でも、福音を受け入れなかつた、日本人の心情とはどのようなものですか。 |